

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化

道路交通安全施設等の整備と並行して、歩行者事故および幹線道路における重大事故の防止に重点をおいて指導取締りを強力に推進する。このため、交通の指導取締り体制を充実し、歩行者のための保護誘導、幹線道路における交通秩序維持のための街頭監視、違反車両の取締り等の活動を強化する。

イ 高速道路における指導取締りの強化

高速道路においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることにもかんがみ、高速道路における交通の指導取締り体制の強化を図ることにより、速度違反、整備不良、積載重量超過、積載方法違反等の違反について取締りを強化する。

ウ 科学的な指導取締りの推進

交通事故および交通情勢の分析の結果に基づいて、効果的な交通の指導取締りの方法を研究開発し、取締り用装備資器材の近代化に努める等により、科学的な道路交通の指導取締りの推進を図る。

(2) 交通犯罪捜査および交通事故処理の体制の強化

ひき逃げ事犯その他各種の交通犯罪の捜査および交通事故の処理を適正かつ迅速に行なうため、次により要員、装備等の充実強化を図る。

ア 専門捜査体制を強化し、捜査要員の捜査能力の向上方策を推進するとともに、交通犯罪の捜査に必要な基礎資料を収集整備する。

イ 初動捜査体制および科学的捜査体制を強化するため、捜査用車、鑑識車等現場出動時の活動に必要な捜査機動力および鑑識装備資器材を整備する。

6 緊急時における救急体制の整備

(1) 救急業務実施体制の整備

交通事故をはじめとする救急事故の増加等に対処するため、次により救急業務実施体制の整備を図る。

ア 救急業務を実施していない市町村については、広域市町村圏の振興整備とあわせて広域的共同処理方式を積極的に推進する。

また、これによりがたい市町村については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく隣接市町村からの応援、消防法（昭和23年法律第186号）第3.5.6条の6第1項の規定に基づく他市町村に対する知事の要請による救急業務の実施等の方式により補完することとする。

イ 高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に、自主救急として処理するとともに、救急業務実施市町村と同公団との連携を強化するものとし、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等をすみやかに推進することとする。

ウ 救急隊員の養成と資質の向上を図るため、都道府県および政令指定都市の消防学校および消防大学校の救急科において救急隊員の教育訓練を一層強力に推進する。

エ 救急自動車、救急指令装置等については、引き続き改良および整備を図り、救急業務の迅速かつ適切な運用を期する。

(2) 救急医療施設等の整備

ア 救急医療施設の整備